

後期高齢者医療保険料のお知らせ

● お問い合わせ / 市介護保険課高齢者医療係 ☎ 26-5729

平成25年度の後期高齢者医療保険料の決定通知（普通徴収の場合は納付書も同封）を7月中旬に送付します。期限内の納付をお願いします。

保険料の納め方

次の二つの納付方法があり、年金受給額によって変わります。
特別徴収 / 老齢年金、遺族年金、

平成25年度の保険料

賦課限度額
55万円

〈所得割額〉
(前年の所得 - 33万円)
× 7.52% / 年

保険料

- ① 所得割額
- +
- ② 均等割額

〈均等割額〉
39,500円 / 年

保険料軽減制度

● 所得割額軽減

対象者	軽減内容
加入者本人の所得が91万円以下	5割軽減

● 均等割額軽減

※ 総所得金額の区分		軽減内容 (軽減後の年額)
33万円以下の世帯	加入者全員が年金収入80万円以下(他の所得なし)	9割軽減 (3,950円)
	上記以外	8.5割軽減 (5,925円)
33万円 + (24万5千円 × 世帯主を除く加入者数) 以下		5割軽減 (19,750円)
33万円 + (35万円 × 加入者数) 以下		2割軽減 (31,600円)

世帯の所得で判定

※ 世帯主と被保険者の所得の合計

社会保険などの被扶養者だった方への保険料特別措置

所得割額 / なし 均等割額 / 9割軽減 ⇒ 年額3,900円

障害年金などが年額18万円以上の方は、年金から引き去りで納付

普通徴収 / 年金から引き去りできない方は、年間8回に分けて納付書または口座振替で納付（今年度からコンビニまたは東北管内の郵便局での納付も可能）

保険料率は据え置き

保険料は被保険者の所得に応じて負担していただく「所得割額」と、被保険者全員に平等に負担していただく「均等割額」との合計額です。医療費の伸びや加入者数の伸びなどの動向を勘案して、2年ごとに保険者である山形県後期高齢者医療広域連合が見直しを行います。今回の見直しは平成26年度です。賦課限度額は55万円とし、保険料率と均等割額などは上図の通りです。

軽減措置など

上図を参照してください。
所得に対する軽減 / 加入者本人の所得が一定額以下の場合、所得割額と均等割額が軽減されます。

被用者保険の被扶養者だった方への特別措置 / 制度加入直前に社会保険などの被扶養者だった方（国保組合などは対象外）の保険料は年額3千900円
◎ 納付は口座振替が便利です
年度途中に新たに75歳に到達した方や本市に転入した75歳以上の方には、資格を取得した月から保険料が賦課されます。年金引き去りができるまで通常6か月から8か月かかるため、最初は普通徴収で納めていただきます。その間の納め忘れなどをなくするために、口座振替をお勧めします。各金融機関の窓口へ指定口座の通帳、通帳の届け出印を持参して手続きをしてください。

◎ 期限内納付にご理解・ご協力を

後期高齢者医療保険制度は、加入者の皆さんから納めていただく保険料によって成り立っています。保険料の未納は医療制度の安定的な運営に直接影響を及ぼしますので、保険料の期限内の納付と完納にご協力をお願いします。